



報道資料

第13回原子力委員会
資料第1-9号

平成20年3月7日
中国電力株式会社

六ヶ所再処理工場で回収されるプルトニウムの利用計画について

日本原燃株式会社の六ヶ所再処理工場では、平成18年3月から使用済燃料を使用したアクティブ試験が実施されています。当社では、透明性を確保する観点から、六ヶ所再処理工場で回収される当社分プルトニウムの利用計画を別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

当社は、平成18年10月に、島根原子力発電所2号機におけるプルサーマルの実施に係る原子炉設置変更許可を国に申請しており、今後とも地域の皆さまのご理解をいただきながら、安全確保を最優先に本計画を進めてまいります。

(参考)

本計画の公表は、原子力委員会が平成15年8月5日に決定した「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方について」において、全ての電気事業者が実施することになっているもので、平成17年10月14日に閣議決定された「原子力政策大綱」においても、「事業者等がプルトニウム利用計画をこれに沿って適切に公表することを期待する」とされています。

以上

(別紙)

六ヶ所再処理工場回収プルトニウム利用計画

六ヶ所再処理工場回収プルトニウム利用計画

平成20年度末までに六ヶ所再処理工場で回収されるプルトニウムの利用計画は以下のとおりです。

なお、当社は、平成19年12月末現在、国内に約0.1トン、海外に約0.7トン(仏国回収分約0.4トン、英国回収分約0.3トン)の核分裂性プルトニウム(以下「プルトニウム」という)を所有していますが、海外に所有しているプルトニウムは、海外でMOX燃料に加工の上、利用することとしています(*1)。

1. プルトニウム所有量

六ヶ所再処理工場では、平成19年度末までに350トン、平成20年度に395トンの使用済燃料の再処理(当社分は平成20年度に47トンの再処理が行われる予定)が行われる計画(*2)であり、その結果当社は、平成19年度末までに約0.1トン、平成20年度に約0.1トン、合計で平成20年度末までに約0.2トンのプルトニウムを同工場に所有することになる予定です(*3)。

2. プルトニウム利用場所

島根原子力発電所2号機を計画していますが、その他に研究開発用として日本原子力研究開発機構に譲渡する場合と、電源開発株式会社大間原子力発電所に譲渡する場合があります。具体的な譲渡量については、今後決定した後公表します。

3. プルトニウム利用量

プルトニウムの利用量は、利用場所に装荷するMOX燃料に含まれるプルトニウムの1年あたりに換算した年間利用目安量で、約0.2トンです。なお、この利用量には、海外で回収されたプルトニウムの利用量が含まれる場合もあります。

4. プルトニウム利用開始時期

再処理工場に隣接して建設される予定の六ヶ所MOX燃料加工工場の竣工予定時期である平成24年度以降です。それまでの間は、プルトニウムは、六ヶ所再処理工場において、ウラン・プルトニウム混合酸化物の形態で保管管理されます。

5. プルトニウム利用に要する期間の目途

利用に要する期間は、約0.8年相当(*4)です。

(平成20年度末の予想プルトニウム所有量/プルトニウム利用量)

- * 1 プルトニウム量は、プルトニウム中に含まれる核分裂性プルトニウム量を記載（小数点第2位を四捨五入。以下同じ。）
- * 2 日本原燃株式会社の策定した再処理計画による。
- * 3 回収されたプルトニウムは、各電気事業者が六ヶ所再処理工場に搬入した使用済燃料に含まれるプルトニウムの量に応じて、各電気事業者に割り当てられることとなっている。このため、各年度に自社分の使用済燃料の再処理を行わない各電気事業者にもプルトニウムが割り当てられるが、最終的には各電気事業者が再処理を委託した使用済燃料中に含まれるプルトニウムに対応した量のプルトニウムが割り当てられることになる。
- * 4 利用に要する期間の用途は、電源開発株式会社や日本原子力研究開発機構への譲渡が見込まれること、利用量には海外回収プルトニウム利用分が含まれる場合もあること等により、必ずしも実際の利用期間とは一致しない。